

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鬼北町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鬼北町長

公表日

平成28年8月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>1. 予防接種に係る事務 予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎予防接種等の定期予防接種や必要時任意予防接種にかかる予診票の発行及び接種歴の管理を行う。 また、高齢者に対して、インフルエンザ等の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理を行う。</p> <p>2. 母子保健に係る事務 母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性・乳幼児に対する健康診査及び保健指導、訪問指導等を行う。 また、出生児の体重が2500グラム未満の低出生体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の徴収に関する事務を行う。</p> <p>3. 健康増進法に基づく健康増進事業に係る事務 健康増進事業は、市内に住所を有する成人個人に対し実施するものであり、原則として住所を有する個人とは住民基本台帳に記録されている者をいう。 健康増進法に基づく健康診査等を実施し、生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談や健康教育、家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">・予防接種の実施に関する事務・予防接種の実施の指示に関する事務・予防接種の実施に必要な協力に関する事務・給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務・給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務・実費の徴収に関する事務・保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務・新生児の訪問指導の実施に関する事務・健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務・妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務・母子健康手帳の交付に関する事務・妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務・低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務・未熟児の訪問指導の実施に関する事務・養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務・費用の徴収に関する事務・健康増進事業の実施に関する事務
③システムの名称	<p>1. 健康管理システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 3. 中間サーバ</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
訪問記録ファイル、妊婦検診ファイル、乳幼児健診ファイル、健診希望ファイル、予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年法律第27号) 第9条、第19条及び別表第一(10の項、49の項、76の項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条、第40条、第54条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による」が含まれる項(26、56の2、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付」が含まれる項(17、18、19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による」が含まれる項(70の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第13条、第19条、第30条、第39条、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	鬼北町保健介護課
②所属長	課長 伊野 清昭
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鬼北町総務財政課 郵便番号:798-1395 住所:愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1 電話番号:0895-45-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鬼北町総務財政課 郵便番号:798-1395 住所:愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1 電話番号:0895-45-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる